

デジタルシティ松本推進機構設立総会

次 第

日時：令和5年4月12日（水）

午後3時00分～午後4時30分

開催方法：サザンガク、オンライン会議のハイブリッド形式

1 開会

2 あいさつ

3 設立趣意の説明

4 共同発起人の自己紹介

5 議事

議案第1号 デジタルシティ松本推進機構規約

議案第2号 機構長の選任

議案第3号 有識者及びデザイナーの選任

議案第4号 役員の選任等

議案第5号 デジタルシティ松本推進機構会員規則

議案第6号 デジタルシティ松本推進機構運営委員会規則

議案第7号 令和5年度事業計画

議案第8号 令和5年度当初予算

6 閉会

【デジタルシティ松本推進機構事務局】

松本市 総合戦略局 DX推進本部

赤澤 直徳、岩崎 博、深澤 亮平

E-mail digitalcity@city.matsumoto.lg.jp

電 話：0263-48-7000

EPSON

 **SoftBank**



Orchestrating a brighter world

NEC

デジタルシティ松本推進機構 設立総会

HITACHI
Inspire the Next
 日立システムズ

 **NTT東日本**

 **Search Space**

 **松本市**

1 開会

2 あいさつ

3 設立趣意の説明

4 共同発起人の自己紹介

5 議事 議案 8 件

可決

6 閉会

あいさつ

松本市副市長
宮之本 伸



設立趣意の説明

松本市DX推進本部長

「デジタルシティ松本」のシンカ

DX・デジタル化推進に関する
骨太の方針

【市ホームページ】

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/5/50097.html>

1 使命 (MISSION)



「デジタルシティ松本」のシンカ

2030年に訪れる現実と真摯に向き合い、デジタル革新を構造変革の原動力として、市民の幸福度の最大化を目指し、人口の定常化につなげる「デジタルシティ松本」のシンカが、私たちに課せられた使命です。

2 目指す姿 (VISION)



- 快：デジタルでタイムリーに結ばれた便利で快適なまち
- 豊：デジタルで大都市並みに仕事ができ豊かに暮らせるまち
- 育：デジタルで好奇心をくすぐり未来を育むまち
- 安：デジタルで人と情報がまもられる心安らぐまち
- 挑：デジタルのフィールドで新しい自分に挑戦できるまち

3 共有する価値 (VALUE)

市民・事業者・行政で共有



- (1) いつでもかんたんに
- (2) 仕事や暮らしがより良く
- (3) 便利なサービスが生まれる
- (4) 可能性を引き出す
- (5) 活躍の場が広がる
- (6) 誰もが恩恵を受けられる
- (7) 安心が高まる



① 情報システムではなくサービスを作る

サービスによって利用者が得る便益を第一に考え、たとえば、デジタル機器が使えない方には、デジタル技術に人手によるアナログなサービス等を組み合わせることも含め、最良のサービスを提供することを目指します。

② 共に創る

D Xで地域の課題を解決、
持続可能な地域社会を共創

オープンイノベーション※

事業連携

実証実験

勉強会・研究会
・コンソーシアム※

デジタル人材育成

松本市

産官学連携

民間

大学

適応と成長

UPDATE

③ 時宜を捉え、迅速に、挑戦を繰り返しながら推進 (アジャイル※)

スピード感を追求し、タイムリーにスモールでもスタートし、成功や失敗、それによる軌道修正を積み重ねながら一貫して取り組みます。

④ デジタル化を前提に行政の在り方そのものをリデザイン

聖域なく全ての領域でデジタル化に取り組み、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結されるように、行政サービスの100%デジタル化を目指します。

⑤ 市民ニーズから出発し、市民の日常に溶け込むデジタル化

利用者の視点を中心に考え、市民にとって、「簡単」、「便利」、「満足できる」、デジタル化を図ります。

⑥ データを庁内で共有し、オープンデータ化

個人情報保護条例を遵守しつつ、各部門が保有するデータや統計などの基礎データを庁内で連携・共有し、市役所全体の資産として活用します。

⑦ 方針も人材も、毎年アップデート

職員のデジタルマインド育成に努めます。さらに、デジタル技術の進化に対応するため、毎年アップデートします。

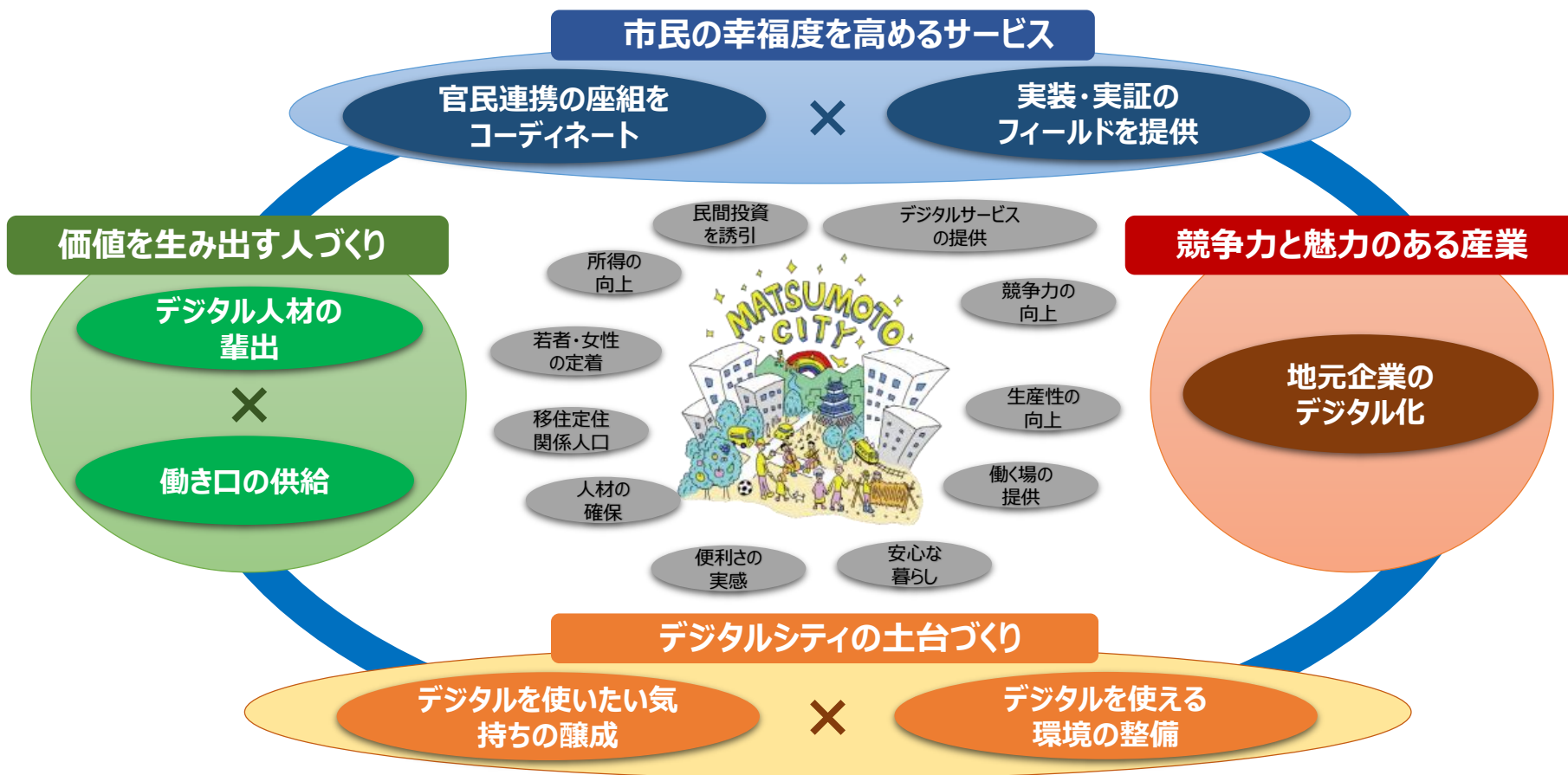
松本市DX・デジタル化推進に関する骨太の方針
(令和4年2月策定)

目指す姿 (VISION)

人口の
定常化

デジタルで大都市並みに仕事ができ **豊**かに暮らせるまち

デジタルのフィールドで新しい自分に **挑**戦できるまち



松本市は、2021年に策定した総合計画に「DX・デジタル化」を重点戦略として位置付け、地域が持つポテンシャル（三ガク都）に最先端のテクノロジーが融合した「デジタルシティ松本」の実現に取り組むこととした。

これを推進する具体的な方向性として、2022年2月に「DX・デジタル化推進に関する骨太の方針」を策定し、5つの「目指す姿」を掲げている。

快：デジタルでタイムリーに結ばれた便利で快適なまち

豊：デジタルで大都市並みに仕事ができ豊かに暮らせるまち

育：デジタルで好奇心をくすぐり未来を育むまち

安：デジタルで人と情報がまもられる心安らぐまち

挑：デジタルのフィールドで新しい自分に挑戦できるまち

この「目指す姿」の実現に向けて、デジタルで地域の新たな価値を生み出せる人を育む「学び」の場を提供するとともに、地元企業のデジタル化を進め、デジタルの世界で活躍を希望する若者・女性の「仕事」の場を広げること、そして、松本市をフィールドに事業意欲と実行力を持つメンバーが連携して市民が恩恵を実感できるデジタルサービスを生み出すことで、松本市が抱える地域課題の解決と新たな価値を生み出し続けるイノベーション・エコシステムを形成する。

これらの推進組織として、産学官が集結し、「デジタルシティ松本のシンカ」の共創を目指す「デジタルシティ松本推進機構」を設立する。

2023年4月12日

発起人

セイコーエプソン株式会社

ソフトバンク株式会社

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン

日本電気株式会社

東日本電信電話株式会社

株式会社日立システムズ

Search Space株式会社

松本市長

執行役員

公共事業推進本部長

代表取締役会長

長野支店長

長野支店長

関東甲信越支社長

代表取締役CEO

吉野 泰徳

柏木 陸照

佐藤 浩市

寺島 重則

茂谷 浩子

高森 浩信

後藤 良輔

臥雲 義尚

共同発起人の自己紹介

(五十音順)

共同発起人

EPSON

企業名	セイコーエプソン株式会社
機構 発起人	執行役員 吉野 泰徳
住所	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
事業概要	<p>セイコーエプソン株式会社は、プリンティングソリューションズ、ビジュアルコミュニケーションなど、さまざまな事業をグローバルに展開しています。</p> <p>パーパスを「『省・小・精』から生み出す価値で、人と地球を豊かに彩る」と定め、無駄を省き、より小さく、より精緻にすることでより大きな社会的な価値を生み出し、お客さまやパートナーの皆さまと共に、地球環境問題をはじめとしたさまざまな社会課題の解決を目指しています。</p>

 SoftBank

企業名	ソフトバンク株式会社
機構 発起人	公共事業推進本部長 柏木 陸照
住所	東京都港区海岸1-7-1
事業概要	<p>ソフトバンク株式会社は、「情報革命で人々を幸せに」を企業理念とし、コアビジネスである通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的に事業を展開しています。</p> <p>今後もテクノロジーの進化、通信基盤を軸に様々な社会課題を解決すべく、グループ挙げてソリューションを提供します。</p> <p>また、デジタルテクノロジーの力で、誰もが便利で、快適・安全に過ごせる理想の社会を実現していきます。</p>



企業名	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
機構 発起人	代表取締役会長 佐藤 浩市
住所	長野県松本市里山辺3044-1
事業概要	<p>株式会社テレビ松本ケーブルビジョンは、有線テレビジョン放送業務、インターネット・ケーブルプラス電話事業を展開しています。</p> <p>今年3月には新たに電力の小売り事業を開始いたしました。来年創立50年を迎えるにあたり、地域密着の企業としてSDGsへの取り組みを行い、光デジタルネットワーク網を活用した、新たなオンラインサービスの開発を進めることにより「健康と福祉」を意識した住み続けられるまちづくりに貢献して参ります。</p>

Orchestrating a brighter world

NEC

企業名	日本電気株式会社
機構 発起人	長野支店長 寺島 重則
住所	長野県長野市七瀬3-2 イーストゲート長野
事業概要	日本電気株式会社は、政府、官公庁などに向けた大規模ミッションクリティカルシステムなどの社会基盤事業、地方公共団体、医療機関等に向けたITシステムなどの社会公共事業、製造業・流通・サービス業等に向けた民需向けエンタープライズ事業、さらには、通信事業者等にネットワーク構築や基盤システムなどを提供するネットワークサービス事業などを、国内のみならずグローバルに展開し、社会課題の解決に貢献しうる社会価値を創造しております。



企業名	東日本電信電話株式会社
機構 発起人	長野支店長 茂谷 浩子
住所	長野県長野市大字南長野新田町 1137番地5
事業概要	東日本電信電話株式会社は、東日本地域においてフレッツ光をはじめとする通信サービスの提供をはじめ、「地域の未来を支えるソーシャルイノベーション企業」として、高い地域密着力とエンジニアリング力を活かし、地域のみなさまとともに価値創造を実現することで、夢や希望を感じられる社会づくりに貢献できるよう取り組んでまいります。

HITACHI
Inspire the Next

 **日立システムズ**

企業名	株式会社日立システムズ
機構 発起人	関東甲信越支社長 高森 浩信
住所	埼玉県さいたま市大宮区仲町 2 - 7 5
事業概要	<p>株式会社日立システムズは、企業理念に掲げる「真に豊かな社会の実現に貢献する」ために、日立グループの社会イノベーション事業を支える一員としてサステナビリティ経営を推進しています。</p> <p>強みであるさまざまな業種の課題解決で培ってきたお客さまの業務知識やノウハウを持つ人財・サービスインフラを活用したデジタルイノベーションサービスと、日立の先進的なデジタル技術を活用したLumadaやパートナーと連携した独自のサービスによりお客さまのデジタル変革を徹底的にサポートします。</p>



Search Space

企業名	Search Space株式会社
機構 発起人	代表取締役CEO 後藤 良輔
住所	東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目39番12号 渋谷ウエストビル1階
事業概要	<p>Search Space株式会社は、「データ・サイエンスでまちを支える」をミッションに、インフラの維持管理、防災、建築、医療といった分野向けに、AI・データ分析の事業を展開しているスタートアップ企業です。</p> <p>社内には、データ解析部門に加えて、ドローン飛行チームを設置しており、データの収集からAIによる分析までの一連の業務をカバーしたサービスを提供しています。</p>

議事

議案第 1 号 デジタルシティ松本推進機構規約

可決

デジタルシティ松本推進機構規約

デジタルシティ松本推進機構規約（案）

（名称）

第1条 本会は、デジタルシティ松本推進機構（以下「機構」という。）と称する。

（目的）

第2条 機構は、「デジタルシティ松本」を推進するため、デジタル人材が生まれ、デジタルを駆使して働くことができ、便利さを実感できるデジタルサービスが生まれるイノベーション・エコシステムを形成する「デジタルシティ松本のシンカ」を産学官で共創することを目的とする。

（事業）

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（1）地域課題の解決や新しい価値の創造に資するデジタルサービス創出への支援事業
（2）地域デジタル人材の育成事業
（3）その他、前条の目的を達成するために必要な事業

（組織）

第4条 機構は、第2条の目的に賛同する団体、法人及び行政機関（以下「会員」という。）から選出する代表者により組織する。ただし、反社会的な活動を行う者は機構の会員となることはできない。

（会員）

第5条 機構の会員は、正会員、特別会員で構成する。
2 会員に関する事項は、別に定める。

（役員）

第6条 機構に、次の役員を置く。
（1）機構長 1人
（2）副機構長 1人
（3）運営委員
（4）監事 2人
2 役員の職務は次のとおりとする。
（1）機構長は、機構を代表し、会務を総理する。
（2）副機構長は、機構長を補佐し、機構長不在の場合にその職務を代行する。
（3）運営委員は、運営委員会を構成し、機構運営上必要な事項を審議し執行する。
（4）監事は、機構の会計を監査する。
3 機構長は、会員の中から互選し、総会の議決により選任する。
4 副機構長は、有識者をもって充てる。
5 運営委員は、総会の議決により選任する。

第1条 名称

第1条 本会は、デジタルシティ松本推進機構（以下「機構」という。）と称する。

第2条 目的

第2条 機構は、「デジタルシティ松本」を推進するため、デジタル人材が生まれ、デジタルを駆使して働くことができ、便利さを実感できるデジタルサービスが生まれるイノベーション・エコシステムを形成する「デジタルシティ松本のシンカ」を産学官で共創することを目的とする。

第3条 事業

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（1）地域課題の解決や新しい価値の創造に資するデジタルサービス創出への支援事業
（2）地域デジタル人材の育成事業
（3）その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第4条 体制

第4条 機構は、第2条の目的に賛同する団体、法人及び行政機関（以下「会員」という。）から選出する代表者により組織する。ただし、反社会的な活動を行う者は機構の会員となることはできない。

第5条 会員種別

第5条 機構の会員は、正会員、特別会員で構成する。
2 会員に関する事項は、別に定める。

第 6 条 役員

第 6 条 機構に、次の役員を置く。

- (1) 機構長 1 人
- (2) 副機構長 1 人
- (3) 運営委員
- (4) 監事 2 人

2 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 機構長は、機構を代表し、会務を総理する。
- (2) 副機構長は、機構長を補佐し、機構長不在の場合にその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を構成し、機構運営上必要な事項を審議し執行する。
- (4) 監事は、機構の会計を監査する。

3 機構長は、会員の中から互選し、総会の議決により選任する。

4 副機構長は、有識者をもって充てる。

5 運営委員は、総会の議決により選任する。

6 監事は、機構長が指名する。

7 役員任期は、選任された日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

8 役員が任期の途中において異動した場合は、その役員が所属する団体の後任者が前任者の地位を継承し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 7 条 有識者

第 7 条 機構に、機構運営に対して助言及び提言を行う有識者を置く。

2 学術経験者を充てる。

3 任用条件に関する事項については、別に定める。

第 8 条 デザイナー

第 8 条 機構に、機構で組成するプロジェクト及び事務局に助言、提言等を行うデザイナーを置くことができる。

2 デザイナーは、総会の議決により選任する。

3 任用条件に関する事項については、別に定める。

第 9 条 オブザーバー

第 9 条 機構に、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、機構運営に対して意見及び助言することができる。

第 1 0 条 総会

第 1 0 条 機構の総会は正会員を持って構成し、原則として年 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できる。

- 2 総会は、機構長が招集する。
- 3 総会の議長は、機構長が担う。ただし、機構長が欠席の場合は、副機構長が議長を務める。
- 4 総会における議決権は、正会員及び有識者 1 者につき 1 個とする。
- 5 総会は、正会員及び有識者の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、議長若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の開催方法は、対面開催のほかオンライン会議を活用して開催することができる。
- 8 機構長は、第 2 条の目的を達成するため必要があると認めるときは、会員以外の者を総会に出席させ、意見を求めることができる。

第 1 1 条 総会の決議

第 1 1 条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 基本方針の決定に関する事項
 - (2) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 役員、有識者及びデザイナーの選任又は解任に関する事項
 - (4) 規約及び運営委員会規則に関する事項
 - (5) 会員の入会、退会、除名に関する事項
 - (6) 会費の免除に関する事項
 - (7) その他、機構の運営にかかる重要事項
- 2 総会の議決は、有効票の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、総会の議長の決するところによる。
- 3 全会員の持ち回り審議（電子媒体による回答を含む）によって、これに代えることができる。

第 1 2 条 運営委員会

第 1 2 条 機構は、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の運営に関する事項については別に定める。

第 1 3 条 会計

第 1 3 条 機構運営に要する経費は、会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 機構の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌 3 月 3 1 日までとする。

第14条 監査

第14条 機構の事業報告及び決算報告は、毎事業年度の終了後、速やかに収支計算書の各書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。
2 監事は、監査の結果を総会の議決を経なければならない。

第15条 事務局

第15条 機構の事務を処理するため、松本市総合戦略局DX推進本部内に事務局を置く。
2 機構の資産は事務局が管理する。
3 機構の事務処理に関する規定を別に定める。

第16条 秘密事項

第16条 機構の活動を通じて会員及び事務局（オブザーバーを含む。）（以下「会員等」という。）が入手した情報のうち、次に掲げるものを秘密事項とし、機構長が管理責任者となる。
（1）個人情報
（2）特定の企業を識別できる情報
（3）会員の営業上又は技術上の情報で、開示の際に当該会員が秘密指定したもの
（4）その他開示者である会員等が秘密情報として指定したもの
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
（1）会員等が知り得た時点で、既に公知となっていた情報
（2）会員等が知り得た時点で、開示者である会員等から秘密情報に当たらない旨の通知を受けた情報
3 会員等は、秘密情報を第2条の目的以外に使用してはならない。
4 会員等は、第三者に秘密情報の開示又は漏えいをしてはならない。ただし、第三者への秘密情報の開示が必要な場合は、当該開示について、開示者である会員等の同意を得るものとする。
5 前項の規定にかかわらず、法令に基づき司法機関又は行政機関の要請により秘密情報の開示を要求された場合、事務局は、機構長と協議の上、当該要求の範囲内で開示することができる。ただし、当該開示者である会員等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
6 第1項から前項までの規定は、会員が退会及び除名され、又は機構が解散した後も効力を有するものとする。

第17条 知的財産権

第17条 機構の事業遂行の過程で生じた知的財産権の帰属については、次のとおりとする。
（1）会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権は当該会員に帰属する。
（2）機構での活動で生ずる知的財産権の帰属については、別途、会員間で協議する。

第18条 雑則

第18条 この規約に定めるもののほか、機構の運営について必要な事項は機構長が定める。

1. 正会員

	団体名	役職	氏名
1	セイコーエプソン株式会社	執行役員	吉野 泰徳
2	ソフトバンク株式会社	公共事業推進本部長	柏木 陸照
3	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	代表取締役会長	佐藤 浩市
4	日本電気株式会社	長野支店長	寺島 重則
5	東日本電信電話株式会社	長野支店長	茂谷 浩子
6	株式会社日立システムズ	関東甲信越支社長	高森 浩信
7	Search Space株式会社	代表取締役CEO	後藤 良輔
8	松本市	副市長	宮之本 伸

2. 特別会員

	団体名	役職	氏名
1	国立大学法人信州大学	理事（情報・DX担当）副学長	不破 泰
2	長野県	企画振興部DX推進課長	永野 喜代彦
3	まつもと Re-Design Hub	委員 松本信用金庫 理事	斉藤 雄二

議事

議案第2号 機構長の選任

可決

デジタルシティ松本推進機構規約第6条第3項の規定に基づき、機構長を会員の中から互選し、議決により選任する。

役職	所属・氏名
機構長	松本市 副市長 宮之本 伸

議事

議案第 3 号 有識者及びデザイナーの選任

可決

デジタルシティ松本推進機構規約第7条及び第8条の規定に基づき、有識者及びデザイナーを選任する。

役職	氏名	年度	主な経歴等	所属・役職
有識者	不破 泰	2010-2020 2020- 現 2021-2021 2021- 現	<ul style="list-style-type: none"> 信州大学 総合情報センター長 NHK 経営委員 信州大学 学術研究・産学官連携推進機構長 信州大学 理事・副学長 	国立大学法人信州大学 理事(情報・DX担当)・副学長
デザイナー	後藤 啓一	2009-2013 2019- 現 2022	<ul style="list-style-type: none"> 松本市情報統括機能支援業務 (受託者のプロジェクトマネージャー) 東京都総務局情報政策担当部長ほか行政職務多数 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 松本メタバース研究会座長 	デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社 執行役員
デザイナー	藤田 昭	1997-2000 2000-2019 2020- 現	<ul style="list-style-type: none"> 松本市情報政策課職員 (株)日立製作所 経済産業省 次世代ヘルスケア産業協議会WG専門委員 (株)日立ソリューションズ 経営企画本部 	株式会社日立ソリューションズ 経営企画本部長

議事

議案第4号 役員を選任等

可決

デジタルシティ松本推進機構規約第6条第4項の規定に基づき、副機構長に有識者を充てる。

役職	氏名
副機構長	不破 泰

デジタルシティ松本推進機構規約第6条第5項の規定に基づき、運営委員を選任する。

役職	団体名	役職	氏名	種別
運営委員	セイコーエプソン株式会社	ビジュアルプロダクツ事業部 V P 事業戦略推進部長	黒岩 今日子	正会員
運営委員	ソフトバンク株式会社	公共事業推進本部 第一事業統括部 担当課長	堀井 弘	正会員
運営委員	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	技術部 兼 新規事業開発室 副部長	神戸 直樹	正会員
運営委員	日本電気株式会社	スマートシティ事業統括部 第一ソリューショングループ グループ長	内川 直人	正会員
運営委員	東日本電信電話株式会社	長野支店 地域 I C T 推進担当 担当部長	新村 晋	正会員
運営委員	株式会社日立システムズ	関東甲信越支社 第一営業本部 主管	北條 友樹	正会員
運営委員	Search Space 株式会社	代表取締役 C E O	後藤 良輔	正会員
運営委員	松本市	総合戦略局 D X 推進本部長	宮尾 穰	正会員
運営委員			不破 泰	有識者
運営委員			後藤 啓一	デザイナー
運営委員			藤田 昭	デザイナー

デジタルシティ松本推進機構規約第6条第6項の規定に基づき、機構長が監事を指名する。

役職	団体名・氏名
監事	Search Space株式会社 代表取締役CEO 後藤 良輔
監事	まつもと Re-Design Hub 委員 松本信用金庫 理事 齊藤 雄二

デジタルシティ松本推進機構規約第9条の規定に基づき、以下の者を機構のオブザーバーとする。

役職	団体名	役職・氏名
オブザーバー	総務省 信越総合通信局	情報通信振興課長 新納 真梨恵
オブザーバー	経済産業省 関東経済産業局	デジタル経済課長 横川 博司

議事

議案第 5 号 デジタルシティ松本推進機構会員規則

可決

デジタルシティ松本推進機構 会員規則

デジタルシティ松本推進機構会員規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、デジタルシティ松本推進機構規約（以下「規約」という。）第5条に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

（入会）

第2条 デジタルシティ松本推進機構（以下「機構」という。）の会員になる者は、会員種別に応じた会費を納入しなければならない。なお、入会に必要な手続きは別途定める。

（会員種別）

第3条 機構の会員は、正会員、特別会員の2種とする。

2 正会員は、規約第2条の目的に賛同した上で、事業意欲を有するとともに、資金面で支援し、かつ期日までに会費を納入する団体、法人及び行政機関をいう。

3 正会員は総会において、議決権を有し、議決権は1者につき1個とする。

4 特別会員は、規約第2条の目的に賛同し、必要な協力を行う公共性を有する団体及び行政機関をいう。

5 特別会員は総会において議決権を有さない。

（会員の義務）

第4条 会員は、次の義務を有する。

(1) 正会員は、積極的にプロジェクトの組成を検討、参加及び協力する。

(2) 特別会員は、機構で組成するプロジェクトの推進に必要な活動支援を行う。

（会員の権利）

第5条 会員種別ごとの権利を別表に定める。

（会費）

第6条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 5万円 / 年

(2) 特別会員 無料

（会費の納入）

第7条 会員は、事務局からの適正な請求に基づき、指定された期日までに当該事業年度の会費を一括で納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、事務局が指定する口座への振込みとし、振込み手数料は会員負担とする。

3 期日までに会費の支払いが行われず、事務局からの督促にも応じない場合、当該会員は、会員としての資格を喪失するものとする。

第1条 目的

第1条 この規則は、デジタルシティ松本推進機構規約（以下「規約」という。）第5条に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 入会

第2条 デジタルシティ松本推進機構（以下「機構」という。）の会員になる者は、会員種別に応じた会費を納入しなければならない。なお、入会に必要な手続きは別途定める。

第3条 会員種別

第3条 機構の会員は、正会員、特別会員の2種とする。

2 正会員は、規約第2条の目的に賛同した上で、事業意欲を有するとともに、資金面で支援し、かつ期日までに会費を納入する団体、法人及び行政機関をいう。

3 正会員は総会において、議決権を有し、議決権は1者につき1個とする。

4 特別会員は、規約第2条の目的に賛同し、必要な協力を行う公共性を有する団体及び行政機関をいう。

5 特別会員は総会において議決権を有さない。

第4条 会員の義務

第4条 会員は、次の義務を有する。

(1) 正会員は、積極的にプロジェクトの組成を検討、参加及び協力する。

(2) 特別会員は、機構で組成するプロジェクトの推進に必要な活動支援を行う。

第5条 会員の権利

第5条 会員種別ごとの権利を別表に定める。

第6条 会費

第6条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 5万円 / 年
- (2) 特別会員 無料

第7条 会費の納入

第7条 会員は、事務局からの適正な請求に基づき、指定された期日までに当該事業年度分の会費を一括で納入しなければならない。

- 2 会費の納入方法は、事務局が指定する口座への振込みとし、振込み手数料は会員負担とする。
- 3 期日までに会費の支払いが行われず、事務局からの督促にも応じない場合、当該会員は、会員としての資格を喪失するものとする。

第8条 会費の免除

第8条 次のいずれかに該当する会員は、会費の免除を受けることができる。

- (1) 機構に対して、会費相当以上の資源の提供を行う会員
 - (2) 免除すべき相当な事由があると認める会員
- 2 会費の免除を希望する会員は、免除事由を付記のうえ会費免除申請書を事務局に提出し、総会の承認を得なければならない。

第9条 退会及び除名

第9条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

- 2 機構は、会員の活動内容が規約第2条の目的に合致しないなど、総会において不適格とした会員を除名することができる。
- 3 既に納入した会費は返還しない。
- 4 会員が次のいずれかに該当するときには、退会したものとみなす。
 - (1) 会員である団体、法人が消滅したとき
 - (2) 会員と事務局とで1年間程度連絡が取れないとき

第10条 雑則

第10条 本規則に定めるもののほか、会員の権限に関して必要な事項は機構長が定める。

別表 権利一覧

権限	正会員	特別会員
年会費	5万円 機構に対して会費相当以上の資源の提供を行う会員は、総会の承認に基づき、年会費の免除を受けることができる。	無料
議決権	1者につき1個	なし
権利	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロジェクトの提案、組成 2 プロジェクトへの参加 3 プロジェクトを実施する場の提供 4 市民へのデジタルサービスの提供 5 機構が実施するイベントへの参加 6 機構や会員への情報提供 7 機構が保有し、利用を許可するサービス及びデータの利用 8 機構運営への意見 9 サザンガクのコワーキングスペースの利用 ※利用に関する規定は事務局が別途定める。	左記2、3、5、6、7、8
広報	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の共催、名義後援 2 機構の取組みの広報媒体への会員名称の記載 3 プロジェクトやデジタルサービスの推進に必要な周知広報の協力の要請 	

議事

議案第 6 号 デジタルシティ松本推進機構運営委員会規則

可決

デジタルシティ松本推進機構運営委員会規則

デジタルシティ松本推進機構運営委員会規則（案）

（目的）

第 1 条 デジタルシティ松本推進機構（以下、「機構」という。）規約第 1 1 条に基づき、運営委員会の組織、運営及び権限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 運営委員会は、総会の承認を受けた全ての運営委員によって組織する。

（正副委員長）

第 3 条 運営委員会の正副委員長を次のとおりとする。

- (1) 運営委員長 1 人
 - (2) 運営副委員長 1 人
- 2 正副委員長の職務は次のとおりとする。
- (1) 運営委員長は運営委員会の議長として会務を総理する。
 - (2) 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長不在の場合にその職務を代行する。
- 3 運営委員長は、運営委員の中から運営委員会の議決により選任する。
- 4 運営副委員長は、運営委員の中から運営委員長が指名する。
- 5 正副委員長の任期は、選任された日から 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 正副委員長が任期の途中において異動した場合は、その委員が所属する団体の後任者が前任者の地位を継承するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。

（招集）

- 第 4 条 運営委員会は、運営委員長が招集する。
- 2 運営委員会の開催方法は、対面開催のほかオンライン会議で開催することができる。
- 3 運営委員会は、運営委員の過半数が出席することで成立するものとする。
- 4 運営委員長は、第 1 条の目的を達成するため、必要があると認めるときは、構成員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を求めることができる。

（議事事項）

- 第 5 条 運営委員会では、次の事項について決議を行う。
- (1) 機構で組成するプロジェクトに関すること
 - (2) 機構運営の軽微な変更に関すること
 - (3) 総会で運営委員会に決議を委任された事項
 - (4) その他、機構の事務執行に関すること
- 2 運営委員会では、次の事項について審議を行う。
- (1) 事業計画案及び収支予算案に関すること
 - (2) 事業報告及び決算に関すること

第 1 条 目的

第 1 条 デジタルシティ松本推進機構（以下、「機構」という。）規約第 1 1 条に基づき、運営委員会の組織、運営及び権限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 組織

第 2 条 運営委員会は、総会の承認を受けた全ての運営委員によって組織する。

第 3 条 正副委員長

第 3 条 運営委員会の正副委員長を次のとおりとする。

- (1) 運営委員長 1 人
 - (2) 運営副委員長 1 人
- 2 正副委員長の職務は次のとおりとする。
- (1) 運営委員長は運営委員会の議長として会務を総理する。
 - (2) 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長不在の場合にその職務を代行する。
- 3 運営委員長は、運営委員の中から運営委員会の決議により選任する。
- 4 運営副委員長は、運営委員の中から運営委員長が指名する。
- 5 正副委員長の任期は、選任された日から 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 正副委員長が任期の途中において異動した場合は、その委員が所属する団体の後任者が前任者の地位を継承するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。

第 4 条 招集

第 4 条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

- 2 運営委員会の開催方法は、対面開催のほかオンライン会議で開催することができる。
- 3 運営委員会は、運営委員の過半数が出席することで成立するものとする。
- 4 運営委員長は、第 1 条の目的を達成するため、必要があると認めるときは、構成員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を求めることができる。

第5条 議事事項

第5条 運営委員会では、次の事項について決議を行う。

- (1) 機構で組成するプロジェクトに関する事
- (2) 機構運営の軽微な変更に関する事
- (3) 総会で運営委員会に決議を委任された事項
- (4) その他、機構の事務執行に関する事

2 運営委員会では、次の事項について審議を行う。

- (1) 事業計画案及び収支予算案に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する事
- (3) 運営委員の選任及び解任に関する事
- (4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事
- (5) その他、運営委員長が必要と認める事項

第6条 決議の方法

第6条 運営委員会の議事を決する必要がある場合は、出席運営委員の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 全ての運営委員の持ち回り審議（電子記録媒体による回答を含む）によって、これに代えることができる。

第7条 委任

第7条 運営委員は、運営委員が所属する団体から代理人を指名し、職務を委任することができる。

第8条 事務局

第8条 運営委員会に関する事務は、機構の事務局が行う。

第9条 雑則

第9条 本規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員長が定める。

議事

議案第 7 号 令和 5 年度事業計画

可決

毎月、運営委員会を開催し、機構の運営にスピード感と実効性を持たせる。

4月	【総会】 4/12 設立
5月～6月	【運営】 機構で支援するプロジェクトの方針を協議 プロジェクト提案に向けた準備 (市の課題説明、企業同士の情報交換等)
7月	【運営】 プロジェクトの募集開始
9月	【運営】 審査会を経て、R 5年度に支援するプロジェクトを決定
10月	【市】 デジタルシティ松本推進フォーラムを開催 【P J】 プロジェクトのキックオフ
11月～1月	【運営】 デジタル田園都市国家構想推進交付金等、 国の補助金獲得に向けた準備 【P J】 プロジェクトの推進
2月～3月	【運営】 次年度事業に関する協議

議事

議案第 8 号 令和 5 年度当初予算

可決

収入の部

項目		内容	金額 (単位:円)
1	松本市負担金	プロジェクト推進支援金、報償費に充当	5,680,000
2	会費収入	会員の年会費 (5万円×7者)	350,000
合計			6,030,000

支出の部

項目		内容	金額 (単位:円)
1	プロジェクト推進支援金	プロジェクトの企画準備に係る経費 (100万円×3プロジェクト) ※松本市負担金を充当	3,000,000
2	報償費	・有識者 (8万円×1人) ・デザイナー (130万円×2人) ※松本市負担金を充当	2,680,000
3	事務費	・サザンガク コワーキングスペース利用料 (33万円) ※5月～3月分、要予約 ・消耗品 (2万円) ※会費収入を充当	350,000
合計			6,030,000

※「松本市負担金」に不用額が生じた場合、松本市に返金する。

閉 会

